

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎児童福祉法第56条の規定による費用の額の決定に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更(2件)(治山林道課)	1
公 告	
○農地保有合理化事業規程の変更の承認(農業農村支援課)	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	3
○政治団体異動の届出	3
○政治団体解散の届出	4
○資金管理団体指定の届出	4
○資金管理団体異動の届出	4
○資金管理団体指定の取消しの届出	5
高知県人事委員会規則	
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	5

規 則

児童福祉法第56条の規定による費用の額の決定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月25日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第66号

児童福祉法第56条の規定による費用の額の決定に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用の額の決定に関する規則(昭和43年高知県規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考4中「知的障害児通園施設」を「情緒障害児短期

治療施設通所部、知的障害児通園施設」に改め、同表備考6の(3)中「を除く」を「、法第24条の2に規定するところにより障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第6条に規定する自立支援給付の受給者(同法第5条第5項に規定する療養介護、同条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援に係るものに限る。)及び同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く」に改め、ウの次に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表第2備考12を同表備考13とし、同表備考11を同表備考12とし、同表備考10を同表備考11とし、同表備考9の次に次のように加える。

10 備考9の規定にかかわらず、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2第1項の規定により障害児施設給付費を支給されている場合における当該措置児童等の属する世帯に係る徴収額については、次の算式より算出した額とし、当該算出した額が「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施について」(平成18年4月3日障発第0403002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の適用後の当該月の利用者負担額(法第24条の7第1項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の2の規定による障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担額(実際に利用者負担として支払った額が当該額を下回る場合にあっては、当該支払った額)をいう。以下同じ。)を上回る場合にあっては当該利用者負担額との差額に相当する額を徴収額とし、当該利用者負担額と同額又は当該利用者負担額を下回る場合にあっては徴収額は零とする。ただし、当該世帯における徴収額が全額徴収又は日割りであること若しくは通所施設に係る徴収額(法第24条の2に規定するところにより障害児施設を利用する児童等に係る徴収額にあっては、障害者自立支援法附則第26条の規定による改正前の法に基づくものとした場合の徴収額とする。)であるときは、当該世帯に係る当該徴収額の合算額を当該算出した額とする。

1人の児童の入所施設に係る徴収額+1人の児童の入所施設に係る徴収額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月25日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第67号

高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則(平成13年高知県規則第154号)の一部を次のように改正する。

第3条中「午後5時15分」を「午後5時30分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第20号

本 庁
労働委員会事務局
収用委員会事務局
各 出 先 機 関

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年5月25日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県職員安全衛生管理規程(昭和61年8月高知県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4中「安芸福祉保健所」を「中央西県税事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年5月25日から施行し、改正後の高知県職員安全衛生管理規程別表第4の規定は、同年4月1日から適用する。

告 示

高知県告示第376号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年5月25日

高知県知事 橋本 大二郎

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 幡多郡黒潮町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 幡多郡黒潮町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め ない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 幡多郡黒潮町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第377号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項に

おいて準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年5月25日

高知県知事 橋本 大二郎

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高岡郡中土佐町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高岡郡中土佐町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 高岡郡中土佐町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め ない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により社団法人香南市農林業公社の農地保有合理化事業規程の変更を平成19年5月10日に承認したので、同条第2項において準用する法第7条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月25日

高知県知事 橋本 大二郎

変更の承認に係る変更前の農地保有合理化事業の種類

法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業

法第4条第2項第4号に規定する研修等事業

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第14号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条第1項に規定する講習を次のとおり実施する。

平成19年5月25日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号業務」という。)

(2) 実施期日 平成19年7月18日(水)及び19日(木)の2日間

(3) 実施場所 高知市朝倉戊375番地1 ふくし交流プラザ

2 受講者定員 40名

3 受講資格者 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込方法

ア 講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により、事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 平成19年6月13日(水)及び14日(木)の午前9時から午後4時までの間とする。

- イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
 なお、受付時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
- (3) 受講予定者の確定方法
 - ア 受講予定者の確定方法は、2号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者を優先し、それ以外の受講希望者は、申込書の先着順に受講予定者として確定する。
 - イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成19年6月15日(金)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。
 - ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。
- 5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。

 - (1) 受講申込書等の提出期間

平成19年6月25日(月)から同月27日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
 - (2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。
 - (3) 提出書類
 - ア 受講申込書 1通

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)をはり付けたもの
 - イ 旧資格者証の写し 1通
 - ウ 受講申込確認書 1通
 - (4) 提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受けようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。
- 6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

- 7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。
- 8 講習に関する問い合わせ先
 - (1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)
 - (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第47号
 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。
 平成19年5月25日
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
 その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
刈谷耕一後援会	寺尾 正生	刈谷 美和	南国市岡豊町蒲原木ノ下159-1	平19・4・3
香川亮後援会	香川 亮	尾立 孝行	高知市横内49-6	平19・4・12
さとう正久を支える会高知県支部	池 裕生	豊永 勉	南国市篠原57-1	平19・4・26
民主市政をつくるみんなの会	森田 啓子	白居 一成	高知市上町二丁目4-19	平19・4・26

高知県選挙管理委員会告示第48号
 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。
 平成19年5月25日
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
 その他の政治団体

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	春名なおき後援会	異動なし	異動なし	高知市小津町8-6	平19・4・2
異動後				高知市上町二丁目4-19	
異動前	下元昇後援会	古谷 都夫	異動なし	異動なし	平19・4・2
異動後		三浦 敦男			
異動前	仙頭義寛後援会	野崎 昌男	異動なし	異動なし	平19・4・2
異動後		仙頭 義寛			
異動前	高橋ひでお後援会	鈴木 秀雄	異動なし	異動なし	平19・4・3
異動後		坂本 博			
異動前	高橋ひでお後援会	異動なし	異動なし	高知市土佐山梶谷123	平19・4・5
異動後				高知市土佐山桑尾1882-1	
異動前	沢山保太郎後援会	山本 賢誓	異動なし	室戸市吉良川町乙2990-1	平19・4・6
異動後		桜井 菊蔵		安芸郡東洋町野根	

				丙1489-4	
異動前	川村芳朗後援会	河邑 明浩	異動なし	異動なし	平19・4・9
異動後		川村 貞茂			
異動前	田島裕起後援会	谷口 明良	異動なし	異動なし	平19・4・10
異動後		面岡 尚宏			
異動前	川竹大輔後援会	異動なし	異動なし	高知市升形2-7	平19・4・13
異動後				高知市新屋敷二丁目18-39	
異動前	沢山保太郎後援会	桜井 菊蔵	異動なし	異動なし	平19・4・16
異動後		沢山 保太郎			
異動前	田村清廣後援会(三原未来会)	杉本 巧	異動なし	異動なし	平19・4・16
異動後		田村 博明			
異動前	渡辺みのる後援会	異動なし	異動なし	四万十市駅前町2-3	平19・4・23
異動後				四万十市右山天神町4-9	
異動前	坂本貞雄後援会	異動なし	異動なし	高岡郡佐川町加茂625-1	平19・4・24

異動後				高岡郡佐川町加茂652-1	
異動前	島田信雄後援会	異動なし	異動なし	室戸市室戸岬町4754-1	平19・4・24
異動後				室戸市室戸岬町4058-1	

高知県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成19年5月25日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
中村良右後援会	高岡郡佐川町東組563	植田 國夫	解散	平19・4・3
福留誠後援会	安芸市本町三丁目4-29	国松 伸介	解散	平19・4・17
武智龍後援会	高岡郡越知町越知甲2076-1	山中 嘉寿馬	解散	平19・4・18
公建会	高知市九反田13-11-101	井上 和水	解散	平19・4・20
坂本のぶかず後援会	高知市前里123-3	坂本 信和	解散	平19・4・23
谷口耕一後援会	室戸市佐喜浜町2442-1	谷口 誠治	解散	平19・4・23
西森英身後援会	高岡郡中土佐町久礼4161	田中 利穂	解散	平19・4・23

ひとしの会	四万十市岩田180-4	白石 幸四郎	解散	平19・4・24
徳永さとの後援会	宿毛市中央一丁目6-23	徳永 覺	解散	平19・4・25
小野雄三後援会	高知市鏡草峰122-3	山崎 泰弘	解散	平19・4・26
宮島和夫後援会	高知市介良368	隅田 米秋	解散	平19・4・26
民主政をつくるみんなの会	高知市上町二丁目4-19	森田 啓子	解散	平19・4・26

高知県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成19年5月25日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
仙頭 義寛	香南市長	仙頭義寛後援会	香南市野市町西野544-3	仙頭 義寛	平19・4・2

高知県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成19年5月25日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所	届出年月日
----	-------	-------	----	----------	-------

				在地	
異動前	川竹 大輔	異動なし	川竹大輔後援会	高知市升形 2-7	平19・4・13
異動後				高知市新屋敷二丁目18-39	
異動前	渡辺 稔	異動なし	渡辺みのる後援会	四万十市駅前町 2-3	平19・4・23
異動後				四万十市右山天神町 4-9	

高知県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成19年5月25日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
坂本 信和	高知市議会議員	坂本のぶかず後援会	高知市前里 123-3	坂本 信和	平19・4・23
徳永 覺	宿毛市議会議員	徳永さとのる後援会	宿毛市中央一丁目 6-23	徳永 覺	平19・4・25

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月25日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明
高知県人事委員会規則第25号
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第19の1 大学卒の六 大学4卒の項(19)中「及び第10条」を削り、同表の2 短大卒の二 短大2卒の項(6)中「独立行政法人農業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。)」に改め、「昭和36年11月30日以前における旧農業技術研究所若しくは旧農業試験場」を削り、同項(7)を次のように改める。

(7) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程(海上技術コース(航海)及び同コース(機関)に限る。)及び海技課程専修科(旧独立行政法人海技大学海上技術科、旧独立行政法人海技大学又は旧海技大学の海技士科及び旧独立行政法人海員学校(旧海員学校を含む。以下同じ。)専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業

別表第19の2 短大卒の二 短大2卒の項中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、(17)を(16)とし、(18)を(17)とし、(19)を(18)とし、(20)を(19)とし、(21)を(20)とし、(22)を(21)とし、(23)を(22)とし、(24)を(23)とし、同項(25)中「及び第10条」を削り、同項中(25)を(24)とし、(26)を(25)とし、(27)を(26)とし、(28)を(27)とし、(29)を(28)とし、(30)を(29)とし、(31)を(30)とし、(32)を(31)とし、(33)を(32)とし、(34)を(33)とし、(35)を(34)とし、(36)を(35)とし、(37)を(36)とし、同表の3 高校卒の二 高校3卒の項(4)中「独立行政法人海員学校本科(」を「独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科(旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし、)」に改める。

別表第21備考9の(5)中「独立行政法人海員学校司ちゅう・事務科」を「旧独立行政法人海員学校司ちゅう・事務科」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。